

指定相談支援事業の実施状況について

計画相談支援支給決定者数
平成24年10月末現在

区名	件数
北区	26
都島区	49
福島区	11
此花区	3
中央区	30
西区	15
港区	12
大正区	23
天王寺区	40
浪速区	35
西淀川区	51
淀川区	43
東淀川区	90
東成区	44
生野区	94
旭区	36
城東区	131
鶴見区	45
阿倍野区	24
住之江区	47
住吉区	87
東住吉区	110
平野区	190
西成区	197
総計	1433

地域移行支援支給決定者数
(平成24年10月末までの支給決定件数)

	身体	知的	精神	合計
北区	0	0	0	0
都島区	0	0	2	2
福島区	0	0	0	0
此花区	1	0	1	2
中央区	0	0	1	1
西区	0	0	1	1
港区	1	0	3	4
大正区	0	0	1	1
天王寺区	0	0	0	0
浪速区	1	0	0	1
西淀川区	0	0	1	1
淀川区	0	0	2	2
東淀川区	0	0	3	3
東成区	0	0	0	0
生野区	0	1	2	3
旭区	0	1	0	1
城東区	0	0	3	3
鶴見区	0	2	0	2
阿倍野区	0	0	1	1
住之江区	0	0	0	0
住吉区	1	0	4	5
東住吉区	0	0	2	2
平野区	0	0	4	4
西成区	0	1	1	2
総計	4	5	32	41

地域定着支援支給決定者数
(平成24年10月末現在支給決定件数)

	身体	知的	精神	合計
北区	0	0	0	0
都島区	0	0	0	0
福島区	0	0	0	0
此花区	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0
西区	0	0	0	0
港区	0	0	1	1
大正区	0	0	0	0
天王寺区	0	0	1	1
浪速区	0	0	0	0
西淀川区	1	0	1	2
淀川区	0	0	1	1
東淀川区	0	1	0	1
東成区	2	0	1	3
生野区	0	4	3	7
旭区	0	1	0	1
城東区	18	25	2	45
鶴見区	0	0	0	0
阿倍野区	0	0	1	1
住之江区	0	1	0	1
住吉区	0	1	0	1
東住吉区	0	0	0	0
平野区	1	5	3	9
西成区	0	1	1	2
総計	22	39	15	76

※ 計画相談支援事業については、新規のサービス利用者を中心に相談支援の必要度の高い方を優先して対象としているが、指定特定相談支援事業者が少ないので、支給決定者の伸びが低調である。

※ 地域移行については、利用者の大部分が精神科病院からの退院促進事業の対象者が移行してきたものであり、利用者が伸びていない。

※ 地域定着支援についても、利用が低調であり、制度周知が必要と考えられる。

サービス利用支援実績(平成24年10月末までの請求件数)

	身体 地活 (生活支援)			知的 地活 (生活支援)			精神 地活 (生活支援)			児童 地活 (生活支援)			合計 地活 (生活支援)			総計
	委託	指定	指定	委託	指定	指定	委託	指定	指定	委託	指定	指定	委託	指定	指定	
北区	7	0	0	4	0	0	9	0	0	0	0	0	20	0	0	20
都島区	7	0	3	3	0	3	5	1	5	0	0	0	15	1	11	27
福島区	3	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	10	0	0	10
此花区	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
中央区	2	0	0	2	0	0	8	1	0	0	0	0	12	1	0	13
西区	6	0	0	2	0	0	1	5	1	0	0	0	9	5	1	15
港区	3	0	0	1	0	1	4	0	1	0	0	0	8	0	2	10
大正区	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	1	4
天王寺区	9	0	1	3	1	3	12	5	0	0	0	0	24	6	4	34
浪速区	11	0	0	2	0	0	13	1	0	0	0	0	26	1	0	27
西淀川区	11	1	0	3	1	0	3	3	0	0	0	0	17	5	0	22
淀川区	0	4	7	0	2	1	0	5	1	0	0	0	0	11	9	20
東淀川区	23	1	2	6	0	10	15	8	4	0	0	0	44	9	16	69
東成区	1	0	4	0	1	1	0	1	6	0	0	0	1	2	11	14
生野区	10	0	3	10	0	17	6	17	5	0	0	0	26	17	25	68
旭区	2	0	10	2	0	1	7	0	5	0	0	0	11	0	16	27
城東区	12	0	10	5	0	26	3	3	9	0	0	0	20	3	45	68
鶴見区	9	1	0	9	0	0	6	3	0	0	0	0	24	4	0	28
阿倍野区	2	1	0	2	0	0	2	5	0	0	0	0	6	6	0	12
住之江区	6	1	1	2	0	6	2	2	11	0	0	0	10	3	18	31
住吉区	11	4	9	1	3	2	4	8	10	0	0	0	16	15	21	52
東住吉区	2	4	4	3	5	2	1	16	6	0	0	0	6	25	12	43
平野区	27	0	25	14	0	27	17	8	27	0	0	1	58	8	80	146
西成区	19	10	25	3	1	7	3	20	25	0	0	0	25	31	57	113
	183	27	104	84	14	108	126	112	116	0	0	1	393	153	329	875

※ 利用実績が、各区の障がい者相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）という本市委託の相談機関に偏在している。
委託を受けていない指定特定相談支援事業所では専従の相談支援専門員を配置することが困難で、担当できるケースの数に限りがある、
または障害種別のマッチングといった理由で、指定を受けていても多くのケースを担当できない事業所が多い状況と考えられる。

継続利用支援実績(平成24年10月末までの請求件数)

	身体			知的			精神			児童			合計			総計
	委託	地活 (生活支援)	指定	委託	地活 (生活支援)	指定	委託	地活 (生活支援)	指定	委託	地活 (生活支援)	指定	委託	地活 (生活支援)	指定	
北区	8	0	0	8	0	0	4	5	0	0	0	0	20	5	0	25
都島区	7	0	8	0	0	7	0	0	13	0	0	0	7	0	28	35
福島区	6	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	10	0	0	10
此花区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	7	0	0	5	0	0	14	14	0	0	0	0	26	14	0	40
西区	11	0	0	2	0	0	0	3	2	0	0	0	13	3	2	18
港区	6	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	0	11	0	1	12
大正区	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
天王寺区	25	0	0	6	7	6	24	8	0	0	0	0	55	15	6	76
浪速区	7	0	0	2	0	0	11	0	0	0	0	0	20	0	0	20
西淀川区	26	3	0	38	0	0	15	27	0	0	0	0	79	30	0	109
淀川区	7	3	20	5	3	3	0	19	6	0	0	3	12	25	32	69
東淀川区	73	1	2	41	0	33	38	37	12	0	0	0	152	38	47	237
東成区	0	0	6	7	6	30	0	7	45	0	0	0	7	13	81	101
生野区	24	0	10	16	0	40	11	90	12	0	0	0	51	90	62	203
旭区	12	0	15	3	0	3	3	0	15	0	0	0	18	0	33	51
城東区	21	0	84	3	0	183	1	14	67	0	0	0	25	14	334	373
鶴見区	28	7	0	73	0	7	12	18	6	0	0	0	113	25	13	151
阿倍野区	7	0	0	1	0	0	0	7	0	0	0	0	8	7	0	15
住之江区	71	2	2	2	0	2	4	9	8	0	0	0	77	11	12	100
住吉区	48	6	18	1	18	7	9	59	19	0	0	0	58	83	44	185
東住吉区	42	20	12	15	9	28	3	131	8	0	0	0	60	160	48	268
平野区	47	9	99	17	0	100	8	72	123	0	0	3	72	81	325	478
西成区	158	46	44	21	14	10	13	165	52	0	0	0	192	225	106	523
合計	641	97	320	274	57	460	175	685	388	0	0	6	1090	839	1174	3103

大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対する 計画相談支援に関するアンケートについて

本市における指定特定相談支援事業への参入状況は、

○平成24年4月1日時点・・・62事業者

○平成24年11月1日時点・・・77事業者

○平成25年1月1日時点・・・84事業者

となっている。

大阪府では、平成24年11月に相談支援従事者初任者研修を350名定員で実施しており、相当数の相談支援専門員が養成されているにもかかわらず、指定特定相談支援事業者は余り増加していない。

現在、指定特定相談支援事業者の業者選定を各区障がい者相談支援センターにお願いしているが、事業者不足から調整に非常に苦慮している状況である。

本市では、障がい福祉サービス事業者制度周知と指定特定相談支援事業者の確保に係る課題を把握するため、大阪市内で障がい福祉サービスを運営する法人に対して、アンケート調査を行った。また、特定相談支援事業に関する説明会を企画するため、参加意向を回答いただいている。

○調査結果

調査対象法人	1,210件
有効回答数	615件
すでに特定相談支援を行っている法人	54件
今後、特定相談支援の指定をとることを検討中の法人	222件
今後、特定相談支援の指定をとる予定の法人	29件
説明会への参加意向のある法人	323件

指定をとる予定の法人は少ない半面、説明会への参加意向は高いため、制度周知を図ることによって一定事業者の参入を促進することが可能と思われる。

今後、年度末ごろに今回の調査で説明会への参加意向を示していただいた法人に対して説明会を開催して制度周知を図るとともに、継続的な働きかけを行っていく。

○特定相談支援事業運営上の課題

すでに、特定相談支援事業の指定をとっていただいている法人が抱えている運営上の課題について、次のような課題が指摘されている。

1 人員関連の主な課題

(1) 有資格者の確保が困難（19件）

- ・相談支援専門員従事者研修の定員が少ない。
- ・実務経験のハードルが高く、報酬と勘案して配置が困難。

(2) 専門員のスキルアップが必要（4件）

- ・支援する専門に対する障がいに対するスキルアップが必要。
- ・しっかり研修を実施しないと知識に乏しい相談支援専門員が多くなる。

(3) 相談支援専門に対する負担が大きい（9件）

- ・他業務との兼務の中で休みがとりづらい。
- ・適正な対象者数を示すよう国に働きかけて欲しい。
- ・訪問、計画内容などの調整、記録、書類提出と諸会議など、一人の相談員が全てを処理しなければならないので負荷が大きい。

2 報酬上の主な課題

(1) 報酬が低く、安定した経営が困難（35件）

- ・業務量と報酬単価が釣り合っていない。
- ・サービス等利用計画案の策定だけでは、報酬算定できず、サービス等利用計画まで作成して始めて算定されるが、そこまで至らない対象者もある。
- ・モニタリングを行わない月には報酬が算定されないので、安定した収入が見込めない。
- ・基本相談やモニタリング実施月以外に行う支援に報酬が算定されない。

3 業務内容の主な課題

(1) 手順やガイドラインがあまりない。（4件）

(2) 手続きが煩雑で利用者にも負担が多い。（18件）

(3) モニタリング頻度が細分化されており、実態にそぐわない場合がある。（6件）

(4) 利用者の申請からサービス利用に至るまで時間がかかりすぎる。（5件）

(5) 強いこだわりや要求の強い方に適切な計画を作成することが困難。（5件）

4 その他の課題

- (1) 計画・モニタリングの様式への記入方法等の研修が少ない。
- (2) 精神障がい相談件数が急増している。セルフケアプランの手法の確立が必要。
- (3) モニタリング頻度の設定を柔軟にできるようにしてもらいたい。
- (4) 計画相談ではなく、基本相談で動くことが多い。
- (5) 利用者等に対する制度周知が不足している。
- (6) 重度障がい者が地域で生活できる環境があまりできていないので、居宅介護事業所中心の支援では限界がある。
- (7) 当事者性・ピアカウンセリングを含める視点が必要。

○特定相談支援の指定をとる、または相談支援専門員を増員することへの懸念点

全体から、指定をとる、または相談支援専門員を増員することへの運営上の課題について、次のようなことが指摘されている。

1 人員関連の主な課題

- (1) 人材の確保。(86件)
- (2) 専門員のスキルアップが必要。(10件)
- (3) 人員基準や資格要件等に関する質問。(34件)

2 報酬上の主な課題

- (1) 報酬が低く、安定した経営が困難。(57件)
- (2) 事業の立ち上げや運営にあたっての補助を望む。(4件)
- (3) 報酬体系に対する質問。(18件)

3 業務内容の主な課題

- (1) 実務についての具体的な説明を受けたい。(23件)
- (2) 利用者の囲い込み等に対する懸念。(3件)
- (3) 相談支援専門員の業務量が多い。(12件)

4 その他の課題

- (1) 利用者がケアプランに納得してくれない場合や、頻繁に電話等の訴えをしてくる場合、どこまで対応できるか。
- (2) 事業者の自発的な取組に差が出ると思われる。
- (3) 利用者等に対する制度周知が不足している。

○その他相談支援に関するご意見等

- ・専門的スキルが必要とされるので専任の職員が必要だが、そうすると報酬面・利用者の確保面でも心配がある。書類だけの業務になりかねない。利用者の中にもサービス利用の手続きが煩雑なため利用しないという方も出てくるのではないか。
- ・理不尽な要求や気分・機嫌によるクレームやキャンセル。このようなリスクに対

するフォロー体制はないのか。

- ・事業者による利用者の困り込みが懸念されますので、情報開示等のシステムが必要と考えます。
 - ・利用者は計画相談支援よりも、基本相談支援（日常の生活相談等）を必要としているが、報酬算定されないため、満足な対応ができない。
 - ・これまでの制度の中では「相談支援事業所」以外の福祉サービス事業所が「相談支援」サービスを担ってきたのが実態だと思われる。相談支援専門員しか所定の「相談支援」サービスを提供したと認められない今回の制度は下記の課題があると思われる。
 - ①利用者からみると相談する機関・事業所が限定される。
 - ②相談支援事業所は真面目にサービス提供しようとするほど報酬は少なくなり、効率化を目指さないと存続できない。
- 以上から障がい者全員が「相談支援」サービスをこの3年間で受けられるようにするのは困難であると考えられます。
- ・相談支援が計画作成という単なるペーパーワークにとどまっていはいけない。専門性の高い相談支援専門員の育成が必要で、ニーズアセスメントがしっかりと行われた上で計画作成されるべきである。相談援助の質を評価できるようなシステム作りをひとつの課題として検討を期待する。

○アンケートの結果を受けて

回答いただいた内容から、特定相談支援事業に係る主な課題は次のとおり。

1 報酬に関する課題

実際に事業を行っている法人の過半数が報酬面に課題があると回答しており、まだ指定をとっていない法人においても報酬に係る課題は人材の確保に次いで多くなっている。

報酬に係る問題点としては、

- ①報酬単価が低く、実際の労力に見合った報酬となっていない。
- ②労力が必要となっても報酬算定上評価されない部分が多い。

という2点があげられる。本市としては国に対して、一人の相談支援専門員が担当できる適正なケース数を示すとともに、報酬単価・算定方法を実態に見合ったものに見直すことを働きかけてまいりたい。

2 人材確保に関する課題

相談支援専門員の確保を困難としている法人が非常に多い。まだ指定をとっていない法人では相談支援専門員の資格要件等、ご存じないところもあることを勘案すると報酬について大きな課題となっていると考えられる。

人材確保に関する課題としては、

- ①相談支援専門員従事者研修の定員が少なく、受講できない。
- ②必要となる実務経験のハードルが高い（報酬ともリンクするが、5年、10年の実務経験を持つ職員を配置するには報酬が低い。）

という2点があげられる。①については、平成24年度の大阪府の研修は定員を350

名まで増員して対応を図ったが、制度の開始年度でもあり、受講希望者のうち相当数が受講できなかったとのことである。

大阪府としても平成25年度以降は、研修の実施を現在の府直営方式から事業所指定方式に変更し、受講枠の更なる拡大を図っているとのことである。

本市としては、実務経験の要件緩和について国・府に対する働きかけを行うとともに、このような状況も注視しながら、必要な措置を検討してまいりたい。

3 制度周知

今回のアンケート調査によって、相談支援事業についての制度周知が十分とはいえないことが判明した。今後、事業者の参入促進等を目的に相談支援事業に関する説明会を開催する予定である。また、今回のアンケート送付文にもあるとおり本市ホームページに相談支援事業のページを作成している。継続して効果的な周知に努めていく。

4 相談支援専門員の資質向上・指定相談支援事業者に対する後方支援

相談支援専門員の資質向上については、障がい者基幹相談支援センターが継続的に研修を行うとともに、指定相談支援事業者に対する後方支援として、各区障がい者相談支援センターが支援いただくこととしている。指定相談支援事業者の確保を進め、現状の各区障がい者相談支援センターに計画相談支援の業務が偏在する状況を改善していくことが急務と考えている。

平成 25 年 1 月 15 日

各障がい福祉サービス事業運営法人 様

大阪市福祉局障害者施策部
障 害 福 祉 課 長

「計画相談支援に関するアンケート」の実施について（お願い）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の障がい福祉施策にご理解・ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、計画相談支援につきまして、障害者自立支援法の改正により、平成 26 年度中に全ての障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者へ対象者を拡大し、本市における平成 26 年度末の障がい福祉サービスの利用者数は 26,000 人程度と見込んでおります。

しかしながら、計画相談支援の必要性が高い利用者から段階的に対象者を拡大することとしておりますが、計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所は、現在市内に 80 カ所程度しかなく、円滑なサービス提供に支障をきたしかねない状況にあります。

つきましては、指定相談支援事業所の確保に向けた参考資料とするため、アンケートを実施いたしますので、ご多忙中とは存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

誠に勝手ではございますが、ご協力いただける場合は、別紙アンケート用紙にて平成 25 年 1 月 25 日（金）までに障害福祉課あて送付又はファックスいただきますようお願いいたします。

★参考 下記アドレスにて事業概要を掲載しておりますのでご参照ください。

- ・ 計画相談支援 <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000173623.html>
- ・ 地域相談支援 <http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000198496.html>

【大阪市ホーム⇒市民の方へ⇒障がい者の方へ⇒障害者自立支援法とは⇒障害者自立支援法】

【問合せ先】

大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課
（企画グループ） 担当：古松、桃井
〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20
TEL：06-6208-8071 FAX：06-6202-6962

計画相談支援に関するアンケート

大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課 宛

(FAX : 06-6202-6962 担当 : 古松、桃井)

法人名 : _____

連絡先 : _____ (_____) _____

Q1 現在、相談支援事業の指定を受けていらっしゃいますか？

- ・はい (特定 一般 障がい児) ⇒Q2へ
- ・いいえ ⇒Q5へ

Q2 現在の利用者数は何人いらっしゃいますか？

- ・特定 (計画相談) 人
- ・一般 (地域移行) 人, (地域定着) 人
- ・障がい児 人

Q3 相談支援専門員は何人いらっしゃいますか？

人 (うち他事業との兼務 人)

Q4 相談支援事業において苦勞されている点がありますか？

- ・人員関係 (_____)
- ・報酬関係 (_____)
- ・業務内容 (_____)
- ・その他 (_____)

⇒Q6へ

Q 5 相談支援事業の指定を受ける予定はありますか？

- ・ある（ 特定 一般 障がい児 :平成 年 月頃 ） ・検討中 ・ない

Q 6 相談支援事業所の新設及び相談支援専門員の増員にあたり懸念されていることはありますか？

- ・人員関係

〔 〕

- ・報酬関係

〔 〕

- ・業務内容

〔 〕

- ・その他

〔 〕

Q 7 指定相談支援事業の未実施の法人を対象に、説明会の開催を予定しています。

参加のご意向と、説明会において特に希望する内容を教えてください。

- ・参加したい ・参加しない

↳〔 事業内容 報酬 指定基準 指定申請方法 その他【 〕〕

※ その他、相談支援事業に関するご意見等があればお書きください。

ご協力ありがとうございました。

指定相談支援事業所数

区名	事業所数			地域活動支援 センター (生活支援型)
	特定	一般	障害児	
北区	1	1	1	
都島区	3	2	3	
福島区	1	1	0	
此花区	1	1	1	
中央区	2	3	1	
西区	4	3	1	1
港区	1	1	0	
大正区	1	1	1	
天王寺区	1	1	0	
浪速区	1	1	1	
西淀川区	2	1	2	
淀川区	3	3	1	1
東淀川区	4	6	2	1
東成区	6	6	3	1
生野区	3	3	2	
旭区	3	3	2	
城東区	4	5	2	
鶴見区	3	3	3	
阿倍野区	4	3	3	1
住之江区	5	6	4	
住吉区	6	5	4	1
東住吉区	7	6	4	1
平野区	8	4	7	
西成区	10	10	4	2
総計	84	79	52	9

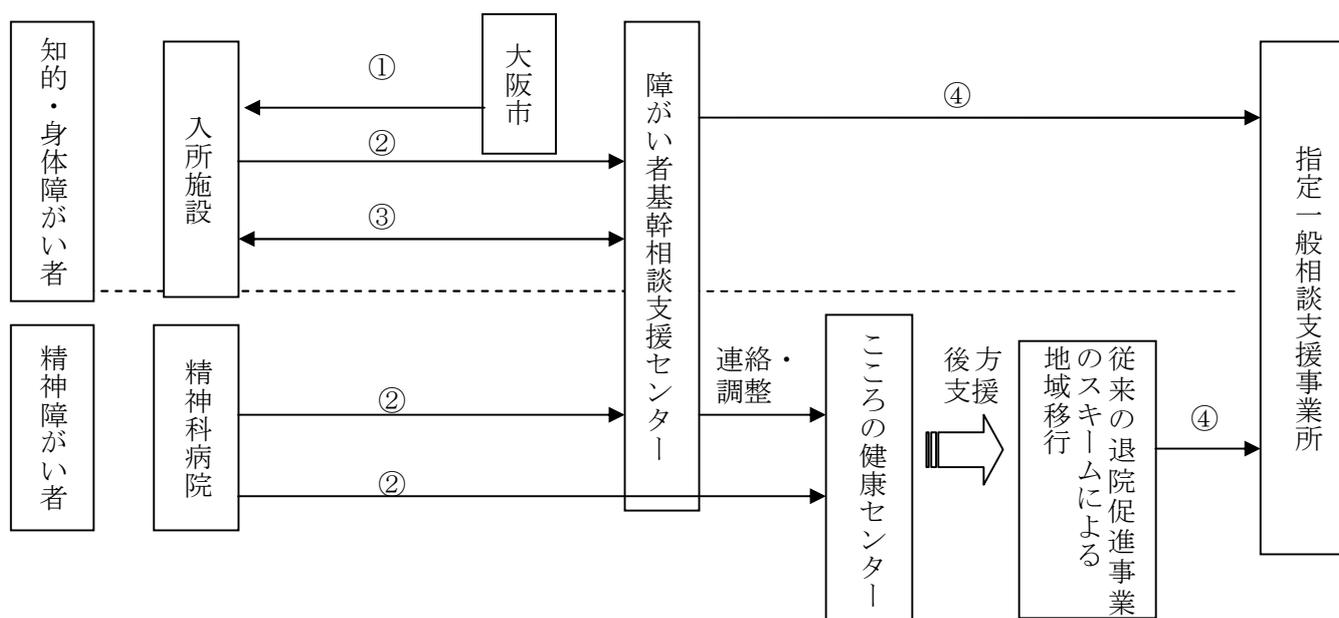
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

地域移行支援におけるコーディネート機能について

地域移行支援において、障がい者基幹相談支援センターは、入所施設を大阪市内の指定一般相談支援事業所につなぐコーディネート機能を果たす。また、精神科病院からの地域移行に関して、専門的立場で後方支援を行うこころの健康センターと連絡・調整を図る。

◆ 障がい者基幹相談支援センターでの地域相談支援コーディネートの流れ

- ① 障がい者基幹相談支援センターが、大阪市の地域相談支援において入所施設と大阪市内の指定一般相談支援事業所をつなぐコーディネート機能を果たす機関であることを入所施設に周知
- ② 地域移行の希望のある入所者（以下、「希望者」）がいる入所施設が、障がい者基幹相談支援センターに連絡。又、精神科病院からの地域移行の相談があった場合、障がい者基幹相談支援センターで受理し、こころの健康センターに連絡・調整を図る。ただし、精神科病院からの地域移行の相談は、こころの健康センターを主体とする。
- ③ 入所施設からの連絡を受け、障がい者基幹相談支援センターは、希望者及び入所施設に対し地域移行に向けた調整を行い、地域移行に必要な情報を入手する。
- ④ 入手した情報を元に、障がい者基幹相談支援センターは希望者が地域移行を希望する区もしくは近隣区の指定一般相談支援事業所に対し受け入れのための調整を行う。精神障がい者については、こころの健康センターから指定一般相談支援事業所に対し受け入れのための調整を行う。



※ 入所施設、精神科病院から区に直接地域移行の希望の連絡があったときには、入所施設の場合は障がい者基幹相談支援センターを、精神科病院の場合はこころの健康センターを、本市の地域移行の窓口として紹介する。

また、障がい者基幹相談支援センターでは、施設入所者及び施設職員等に対する啓発を実施するために「地域移行推進のための検討会」（障がい者基幹相談支援センター職員、区障がい者相談支援センター地域移行支援実践者等で組織）において、市内の入所施設（7カ所）への訪問調査や啓発パンフレットの作成を行った。今後は入所施設に赴いての地域移行支援の説明会や実施に地域生活している障がい者との交流会等の啓発事業を企画している。

指定相談支援事業に係る国への提言について

国の方針では、平成 26 年度中に原則として全ての障がい福祉サービス利用者を計画相談支援の対象とするとしているが、現状の指定特定相談支援事業への参入状況から考えて到底困難な状況にある。

現在のような状況が続けば、サービス等利用計画案の作成、支給決定が円滑に行うことができず、サービス利用者に不利益が生じかねない。

そのため、計画相談支援の充実を図るため、国に対して以下の内容を骨子として提言を行いたい。提言ルートや文言については大阪府とも今後調整を行う予定である。

提言の骨子

(1) 報酬について

本市が行った事業実施法人に対するアンケート調査でも、実際に事業を行っている法人からは報酬の低さによる運営の厳しさが指摘されている。相談支援専門員一人あたりの対応できる標準件数を示した上で、その人件費が確保できる、実態に見合った報酬単価・算定方法としなければならない。

また、標準件数・報酬の設定にあたっては、介護保険の介護支援専門員の例にならうのではなく、身体、知的、精神、及び高次脳機能障がいや発達障がい、難病等の様々な障がい種別や障がい程度によって利用する制度が異なることや、高齢者ではまれな就学・就労にかかる支援や結婚、出産といったライフステージに対応した支援を継続する必要があること、長時間支援を含めて多様なサービスの組み立てを行う必要があること等を踏まえた設定とする必要がある。

これらを踏まえて、以下の対応を検討いただきたい。

- ①報酬単価の増額すること。
- ②基本相談支援に対する報酬が算定されていないので、対応した報酬を創設すること。(少なくとも一定の相談件数が集まるまでの初動期だけでも)
- ③支給決定前のサービス等利用計画案と決定後のサービス等利用計画の両方を作成して、サービス利用支援として報酬算定可能となるが、案の作成までにとどまるケースもある。案と決定後の本計画の報酬を別に算定できるようにすること。
- ④モニタリング実施月にしか報酬が算定されないが、そのために報酬が不安定で見込みにくくなっている。モニタリング実施月以外にも様々な相談対応やサービス担当者会議等を行っている部分についても報酬上評価すること。
- ⑤支給決定終了月のモニタリングについては、支給決定更新に係るサービス利用支援の一環として報酬算定できないこととされているが、事業所変更がある場合は、複数事業者で報酬を分割する等、非現実的な取り扱いとなっている。支給決定終了月のモニタリングについても報酬算定可能とすること。
- ⑥質の高いサービス、特別な対応（訴えが頻繁であるケースや接近困難ケースへの対応）について加算等で評価すること。
- ⑦相談支援専門員一人あたりの対応できる標準件数については、本市で計画相談支援事業を行っている事業者からは、現在は新規ケース等、必要性の高い対象者から計画相談支援を提供していることを考慮しても 10 件程度が適切との意見が出ている。実態に見合った設定を検討すること。

(2) 人材確保について

相談支援専門員の増員を図るため、以下の対応を検討いただきたい。

- ①日中活動系サービス（旧作業所含む）やグループホーム・ケアホーム等の地域生活支援の経験

を、実務経験年数として算入できるようにすること。

- ②実務経験年数を一定緩和すること。（5年を3年に緩和等）
- ③相談支援専門員従事者研修や相談支援専門員の資質向上のための研修を広く行えるよう、都道府県や研修実施事業者に対する補助を行うこと。
- ④計画的な相談支援専門員の養成を行うためにも、（1）で提言しているとおり、相談支援専門員一人あたりの対応できる標準件数を示すこと。

（3）計画相談支援業務について

（1）、（2）の対応ができるまでの間、円滑な計画作成、支給決定を行うために以下の対応を検討いただきたい。

- ①計画相談支援業務の中で、必ず相談支援専門員有資格者が行わなければならない業務と、他の相談員等の従事者が行うことが可能な業務の範囲を明示すること。
- ②サービス提供事業所の職員と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、原則として後のモニタリングや支給決定の更新、または変更に係るサービス利用支援については、当該サービス提供事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うこととされているので、サービス提供事業所の職員が計画相談支援に従事しにくい。まだ障がい福祉サービス事業者は少ないので、兼務職員の従事する事業所のサービスを利用せざるを得ない場合も多い。当面の措置として兼務職員での計画相談支援を行う条件を緩和（例えば、日中活動系サービスでは当該利用者の個別支援計画作成担当ではない職員を相談支援専門員として計画相談支援を行うことも可とする等）し、正当な理由のない囲い込みの防止に対する対策を別途検討すること。
- ③利用者の意向や状況に応じてセルフケアプランも活用できるよう、セルフケアプランの取扱いについて明示すること。
- ④モニタリングについて、利用者の状況や意向に応じて自宅訪問以外の手法も柔軟に取ることができるようにすること。また、モニタリングの回数についても柔軟に変更できるようにすること。

（4）その他

事業所の立ち上げや事務の簡素化のためのコンピュータソフトの導入等について、事業所に対する補助を実施すること。